

北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直しについて（報告）

北九州市環境審議会に諮問している「北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直し」について、平成 28 年 2 月 3 日の審議結果（委員の意見・意見への対応）及びパブリックコメントの実施について報告します。

1 環境審議会の審議結果

(1) 各委員からの主な意見

ア 工業都市の特性を踏まえた「災害廃棄物対策」として、災害廃棄物処理計画の策定時に、有害物・危険物について、その所在や災害時の状況を調査し、情報を把握しておかないといけない。

イ 今後の焼却工場体制を検討するにあたっては、処理能力の 100%に近い状態で焼却工場を稼働させている政令指定都市も一部にあることから、他都市の取組みをさらに分析した上で検討すべきである。

また、今後の広域処理については、周辺自治体のごみを本市で今以上に集約的に処理するのではなく、一定の地域単位で分散的な広域処理をした方がよい。

ウ これから人口が減少する中では、地域全体で効率化を図り、行政コストを下げる必要がある。施設のあり方は、連携中枢都市圏という広域的な視野で中長期的に考えるべき。

エ ESD について、「市民・企業・大学と連携しながら推進」するとしている部分を、より具体的に記述した方がよい。

※ 計画案の作成及び市民意見の募集の進め方については、パブリックコメントの際にイの意見を付記するとした上で、会長一任として承認された。

(2) 意見への対応

ア 「適正処理と安全・安心の確保」の項目に掲載している「災害廃棄物の対策」の中に、有害性・危険性のある災害廃棄物となりうるものについて、所在の把握や、適切な処理方法の検討等の記述を追加。

イ パブリックコメントに提出する計画見直し案に、(1) イの意見を付記。

ウ 「環境教育、普及啓発の充実」の項目に掲載している「ESDの推進」の中に、北九州ESD協議会と北九州まなびとステーション等との協働により、就学前から大学、社会教育までの切れ目ないESD推進の仕組みをつくり、循環型社会を含めた、持続可能な社会の実現を目指す旨を記述。

2 市民意見の募集

(1) 募集期間：平成 28 年 3 月 15 日（火）から平成 28 年 4 月 14 日（木）まで

(2) 閲覧場所：環境局循環社会推進課、市民文化スポーツ局広聴課

各区役所総務企画課、各区役所出張所、北九州市ホームページ